

新潟県病院局管理規程第6号

新潟県病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年3月30日

新潟県病院事業管理者 若月 道秀

新潟県病院局組織規程の一部を改正する規程

新潟県病院局組織規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中章、条、項及び号の表示に下線が引かれた章、条、項及び号（以下「移動後章等」という。）に対応する同表の改正前の欄中章、条、項及び号の表示に下線が引かれた章、条、項及び号（以下「移動章等」という。）が存在する場合には当該移動章等を当該移動後章等とし、移動章等に対応する移動後章等が存在しない場合には当該移動章等（以下「削除章等」という。）を削り、移動後章等に対する移動章等が存在しない場合には当該移動後章等（以下「追加章等」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（章、条、項及び号の表示並びに追加章等を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（章、条、項及び号の表示並びに削除章等を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(機関の種別)</p> <p>第2条 機関を分けて、局本庁及び施設とする。</p>	<p>(機関の種別)</p> <p>第2条 機関を分けて、局本庁、<u>地域機関</u>及び施設とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>(地域機関)</u></p> <p>第3条の2 <u>地域機関とは、第2章の2に規定する組織をいう。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章の2 <u>地域機関</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(設置)</u></p> <p>第6条の2 <u>閉院前の新潟県立六日町病院及び新潟県立小出病院の清算業務を行うため、六日町・小出病院事業清算事務所を魚沼市に置く。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(分掌事務)</u></p> <p>第6条の3 <u>六日町・小出病院事業清算事務所の分掌事務は、次のとおりである。</u></p> <p>(1) <u>公印の管理に関する事項</u></p> <p>(2) <u>職員の人事及び服務に関する事項</u></p> <p>(3) <u>文書の收受及び保存に関する事項</u></p> <p>(4) <u>物品の管理及び出納に関する事項（ただし、薬品及び衛生材料の管理保管を除く。）</u></p> <p>(5) <u>配当予算の経理に関する事項</u></p> <p>(6) <u>調査統計に関する事項</u></p> <p>(7) <u>六日町・小出病院事業清算事務所の管理、保全等に関する事項</u></p> <p>(8) <u>薬品及び衛生材料の管理保管に関する事項</u></p> <p>(9) <u>料金の請求及び収納に関する事項</u></p> <p>(10) <u>診療記録の整備及び保管に関する事項</u></p>
<p>(参与等)</p> <p>第17条の2 局、課、室、班及び係に<u>参与</u>、参事、</p>	<p>(参事等)</p> <p>第17条の2 局、課、室、班及び係に参事、副参</p>

副参事、主査及び主任を置くことができる。

- 2 参与、参事、副参事、主査及び主任は、上司の命を受けて担当事務を処理する。

第 20 条 (略)

2 (略)

3 前2項に規定するもののほか、県立中央病院診療部に内視鏡センター長を置く。

4 前3項の規定にかかわらず病院の規格その他の状況により、長を置かないことができる。ただし、事務長、薬剤部長及び看護部長は、この限りでない。

5 第1項から第3項までに規定する長は、上司の命を受けて所掌する事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

6 (略)

(参与等)

第 20 条の 2 病院並びにその部、センター、課、科及び係に参与、参事、専任セーフティマネージャー、副参事、医事企画員、准看護専門員、主査、主任、主任医療ソーシャルワーカー、主任管理栄養士、主任診療放射線技師、主任医学物理士、主任臨床検査技師、主任臨床工学技士、主任臨床心理員、主任臨床児童相談員、主任理学療法士、主

事、主査及び主任を置くことができる。

- 2 参事、副参事、主査及び主任は、上司の命を受けて担当事務を処理する。

第 2 節の 2 地域機関におかれる職

(六日町・小出病院事業清算事務所の職の設置)

第 17 条の 5 六日町・小出病院事業清算事務所に次条及び第 17 条の 7 の規定により置かれる職のほか、次のうち必要な職を置くことができる。事務職員及び技術職員をもつて充てる職

(1) 主事

(2) 技師

(職制上の職)

第 17 条の 6 六日町・小出病院事業清算事務所に所長を置く。

2 六日町・小出病院事業清算事務所に次長を置く。

3 所長は、上司の命を受け、六日町・小出病院事業清算事務所の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 次長は、上司の命を受けて所掌する事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

第 17 条の 7 六日町・小出病院事業清算事務所に参事、副参事、主査、主任、専門員(次項において「参事等」という。)を置くことができる。

2 参事等は、上司の命を受けて担当事務を処理する。

第 20 条 (略)

2 (略)

3 前2項の規定にかかわらず病院の規格その他の状況により、長を置かないことができる。ただし、事務長、薬剤部長及び看護部長は、この限りでない。

4 第1項及び第2項に規定する長は、上司の命を受けて所掌する事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

5 (略)

(参事等)

第 20 条の 2 病院並びにその部、センター、課、科及び係に参事、専任セーフティマネージャー、副参事、医事企画員、准看護専門員、主査、主任、主任医療ソーシャルワーカー、主任管理栄養士、主任診療放射線技師、主任医学物理士、主任臨床検査技師、主任臨床工学技士、主任臨床心理員、主任臨床児童相談員、主任理学療法士、主任作業

任作業療法士、主任マッサージ師、主任言語聴覚士、主任視能訓練士、主任歯科衛生士、薬剤科長、主任専門看護師、主任助産師、主任看護師、主任准看護師、専門相談員、薬剤専門員、診療放射線専門員、臨床検査専門員、作業療法専門員、専門員（次項において「参与等」という。）を置くことができる。

2 参与等は、上司の命を受けて担当事務を処理する。

療法士、主任マッサージ師、主任言語聴覚士、主任視能訓練士、主任歯科衛生士、薬剤科長、主任専門看護師、主任助産師、主任看護師、主任准看護師、専門相談員、薬剤専門員、診療放射線専門員、作業療法専門員、専門員（次項において「参事等」という。）を置くことができる。

2 参事等は、上司の命を受けて担当事務を処理する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。